

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第40号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を改正する規則
神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則（平成 6 年 3 月規則第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(認可申請等)</p> <p>第10条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による認可を受けようとする者は、様式第8号による建築協定認可(変更・廃止)申請書に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>申請者が申請の対象となる建築協定区域内にある土地の所有者等の代表者であることを示す証明書</u></p>	<p>(認可申請等)</p> <p>第10条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による認可を受けようとする者は、様式第8号による建築協定認可(変更・廃止)申請書に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>様式第9号による代表者証明書</u> (法第70条第1項の規定による申請の場合に限る。)</p>

(法第70条第1項の規定による申請の場合に限る。)

(5)～(8) [略]

2 市長は、法第73条第1項、法第74条第1項又は法第76条第1項（法第76条の3第4項又は第6項において準用する場合を含む。）の規定により認可をしたときは、様式第10号による建築協定認可通知書により、当該認可に係る申請を行った申請者に通知するものとする。

3 [略]

4 法第74条の2第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、借地権が消滅したことを証する書類及び土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出して行わなければならない。

(1) 届出者の住所及び氏名

(2) 建築協定の名称

(3) 建築協定の認可公告年月日

(4) 借地権が消滅した年月日

(5) 土地の所在及び地番

5 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、土地の所有者（法第75条の2第2項の規定による場合に

(5)～(8) [略]

2 市長は、法第73条第1項、法第74条第1項又は法第76条第1項（法第76条の3第4項又は第6項において準用する場合を含む。）の規定により認可をしたときは、様式第10号による建築協定認可書により当該申請代表者又は申請者に通知するものとする。

3 [略]

4 法第74条の2第3項の規定による届出は、借地権が消滅したことを証する書類及び土地の位置を表示する図書を添付した様式第11号による借地権消滅届を提出して行わなければならない。

5 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、様式第11号の2の建築協定加入届に、土地の所有者（法第75条の2第2項の規定による場合にあって

あつては、土地の所有者等)であることを証する書類及び土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 届出者の住所及び氏名

(2) 建築協定の名称

(3) 建築協定の認可公告年月日

(4) 土地の所在及び地番

は、土地の所有者等)であることを証する書類及び土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出しなければならない。

様式第8号を次のように改める。

建築協定認可（変更・廃止）申請書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所
氏名
電話

建築基準法 第70条第1項（第74条第1項，第76条第1項）
第76条の3第2項（第74条第1項，第76条第1項）の規定により、建築協定

の認可（変更の認可・廃止の認可）を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

1 建築協定の名称					
2 建築協定区域の位置等	所在及び地番				
	用途地域		高度地区		
	防火地域		その他		
3 建築協定区域の面積及び区画数			m ²	区画	
4 建築協定区域隣接地の面積及び区画数			m ²	区画	
5 建築物に関する基準					
6 有効期間					
7 違反があった場合の措置					
8 土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする借地権を有する者	法第77条に規定する建築物の借主	合計	
		人	人	人	人
※受付欄	※認可欄	年 月 日		※特記欄	
		第 号			

備考

- 1 ※の欄は、記入しないでください。
2 4の欄は、建築協定区域隣接地を定める場合に記入してください。

様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号 削除

様式第 10 号を次のように改める。

建築協定認可通知書

第 年 月 日

申請者 様

神戸市長

年 月 日付けで申請のあった建築協定については、

第73条第1項
建築基準法 第74条第2項
第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項

の規定により認可しましたので通知します。

1 建築協定の名称	
2 建築協定区域の位置	

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

様式第11号の2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定められた様式に従い提出された建築協定認可（変更・廃止）申請書、代表者証明書、借地権消滅届又は建築協定加入届（以下「旧申請書等」という。）は、改正後の神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出された建築協定認可（変更・廃止）申請書、証明書又は届出書（以下「新申請書等」という。）とみなす。

3 旧規則第10条第2項の規定に基づき旧規則様式第10号に従い交付された建築協定認可書は、新規則第10条第2項の規定に基づき新規則様式第10号に従い交付された建築協定認可通知書とみなす。

4 この規則の施行の際現に存する旧申請書等は、新申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。